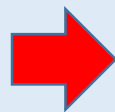


新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための体制確保に係る医療法上の臨時的な取扱いについて(その4)

職域単位でのコロナワクチン接種を行う場合の医療法上の取扱いについて、ワクチン接種を迅速に進める観点から、臨時的に簡素化などを行っています。

1. 診療所を新たに開設する場合

診療所開設の届出、許可



事後の手續可。提出事項も下記のものに簡素化

- ・ 開設者の住所及び氏名(開設者が医師又は歯科医師である場合はその旨、法人である場合は、その名称及び主たる事務所の所在地)
- ・ 診療所の名称
- ・ 開設の場所
- ・ 開設の予定年月
- ・ 管理者の住所及び氏名

※ その他、医師である管理者の要件(複数の医療機関での管理者の場合)等を緩和しています。

※ 接種事業が終了し次第、速やかに診療所の廃止届出を提出してください。

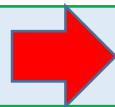
※ 開設者は、職域接種を行う企業やその委託を受けて接種を提供する法人等であり、実質的に開設・経営の責任主体である必要があります。

2. 外部の医療機関が出張して実施する場合

○ 職域接種を行う企業等において、外部の医療機関に出張してもらって実施する場合に必要な手続きの取扱いは下記のとおりです。

○ なお、企業内の診療所が当該診療所の場所以外の当該企業内の会場などを活用する場合も同様です。

巡回健診等の実施計画の提出



事後の提出可

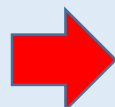
※ 外部の医療機関が、同じ都道府県内に所在している場合に限られます。

3. 被接種者が外部の医療機関に出向いて実施する場合

○ 企業等が指定した外部の医療機関に被接種者が出向いて接種を受ける場合に、外部の医療機関が、診療時間や診療日を変更したり、構造設備の一部を変更する必要が生じた場合の取扱いは下記のとおりです。

○ 診療時間や診療日を変更する場合の変更届出

○ 構造設備を変更する場合の許可等の申請



省略可

事後の申請可

※ この他、企業内診療所が職域接種を行う場合の接種対象、留意点について、記載しています。

※ それぞれの手續に当たっては、医療機関の都道府県(又は保健所設置市、特別区)にご相談ください。